

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度第1回地域密着型サービス運営委員会
2. 開 催 日 時	平成29年12月19日(火) 午後2時~午後4時
3. 開 催 場 所	松阪市役所議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎ 野呂純一、○長井雅彦、田上勝典、上山純一 野呂一平、青木浩乃、廣津美恵 (◎ 会長、○ 副会長) (事務局) 田中孝子、北村充、大川忍、樋上みつみ
5. 公開及び非公開	一部非公開
6. 傍 聴 者 数	0 名
7. 担 当	松阪市健康福祉部介護保険課 TFL 0598-53-4190 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 地域密着型サービス事業者の更新等について(報告)
2. 地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設)の選定について

議事録

別紙

平成29年度第1回松阪市地域密着型サービス運営委員会 議事録

平成29年12月19日(火)

14時00分～16時00分

第3委員会室

<委員>

出席者：野呂純一(会長)、長井雅彦(副会長)、田上勝典、上山純一、野呂一平、
青木浩乃、廣津美恵

欠席者：上田増夫、堀出和子

<事務局>

三宅義則健康福祉部長、田中孝子介護保険課長、北村充介護保険指導監査担当監、
大川忍指導監査係長、樋上みつみ指導監査係主任

<傍聴者>

0名

(田中課長) 本日は平成29年度第1回松阪市地域密着型サービス運営委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。私は介護保険課の田中と申します。全員お揃いいただきましたので第1回地域密着型サービス運営委員会を開催したいと思います。なお、本日の委員会につきましては公開とさせていただいておりますが、議題の内容から後ほど会長様よりお諮りいただくこととなります。今のところ傍聴の申し出の方はございませんので報告させていただきます。

次に委員の交代についてご報告をさせていただきます。松阪保健所からご選出いただいております委員様が三重県の人事異動によりまして前田弓子様から廣津美恵様に交代されました。廣津様には松阪市地域密着型サービス運営委員会委員を委嘱させていただきました。廣津様どうぞよろしく申し上げます。

(廣津委員) よろしく願いいたします。

(田中課長) なお任期につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。続いて、欠席の委員様のご報告でございますが、上田委員様と堀出委員様から欠席の連絡をいただいております。全委員9名中、出席の委員様が7名でございます。本運営委員会の出席者は過半数を超えておりますので、松阪市地域密着型サービス運営委員会規則第6条第2項に該当せずこの委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続いて、資料の確認の方をお願いします。まず事項書、委員名簿、松阪市地域密着型サ

ービス運営委員会規則、資料1 地域密着型サービス事業者の指定等一覧、資料2 地域密着型サービス事業者公募申請書比較資料、資料3 地域密着型サービス事業者公募申請書比較資料（平面図）、資料4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業選定に係る評価基準表となります。お手元にありますでしょうか。なお、申し訳ございませんが本日の資料につきましては委員会終了後に回収させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、会長様どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）はい、事務局ありがとうございます。それでは第1回の地域密着型サービス運営委員会を始めたいと思います。寒い中お出かけいただきまして本当にありがとうございます。事項内容が少しボリュームがあるかと思っておりますのでよろしくご協力のほどお願いいたします。本日の会議につきまして、議題の内容から会議の公開についてお諮りしたいと思っております。松阪市地域密着型サービス運営委員会規則第8条の規定により、会議は公開とされますが、松阪市情報公開条例第8条の規定により、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれると認められる場合は公開しないことができます。

以上のことから、議題1 地域密着型サービス事業者の更新等についての報告は公開とし、議題2 地域密着型介護福祉施設整備事業者（平成30年度整備予定）の選定については非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（会長）はい、ありがとうございます。それでは、そのようなことで事項書2の議事に入らせていただきます。地域密着型サービス事業者の更新等について（報告）を、事務局からお願いします。

（事務局）失礼いたします。お手元にお配りしました資料1 地域密着型サービス事業者の指定等一覧（平成29年3月24日～平成29年12月18日届出分）をご覧ください。地域密着型サービス事業所の新規指定及び指定の更新にあたっては、あらかじめ当委員会からご意見を伺うべきところですが、地域密着型通所介護の新規指定及び指定更新については事後報告とさせていただくことについて以前に当委員会から同意をいただいております。今回も報告事項とさせていただきます。それでは、前回の運営委員会以降、昨日までに届出がありました新規指定・指定更新・事業廃止につきましてご報告させていただきます。

まず、デイサービスセンター森のこかげ、シルヴァオリヴ津デイサービスセンター、デイサービスセンター花しょうぶ、ナーシング小津の4事業所について指定を行いました。

デイサービスだんない塾については、平成30年2月1日に指定を行う予定であります。デイサービスセンター森のこかげ、シルヴァオリヴ津デイサービスセンター、デイサービスセンター花しょうぶの3事業所については多気町又は津市所在の事業所となっておりますが、松阪市の被保険者の利用希望により、当該市町の同意を得た上で利用者を限定しての指定になっています。新規指定の5事業者につきましては事務局において人員基準等、松阪市の定める基準に適合しているかどうか書類審査を行ないましたが特に問題はありませんでした。また介護保険法第78条の2第4項に定める指定ができない要件、及び同第6項に規定する指定をしないことができる要件に該当する事業者はなく、新規指定に特に問題はないと判断いたしました。

次に、うさぎグループホーム、グループホームさくらテラス、デイサービスセンターさくらテラス、小規模多機能センターさくらテラス、グループホームさくら、小規模特別養護老人ホームさくら橋、デイサービスきずな、デイサービスハートケアなんせい、デイサービスあっぷるんの計9事業所については指定更新を行いました。指定更新の9事業者につきましても事務局において人員基準等、松阪市の定める基準に適合しているかどうか書類審査を行ないましたがこちらも特に問題はありませんでした。また介護保険法第78条の10において準用する同第78条の2第4項に定める指定ができない要件、及び同第6項に規定する指定をしないことができる要件に該当する事業者はなく、指定更新に特に問題はないと判断いたしました。

続きまして7事業所が事業廃止となっております。事業廃止の理由としては、認知症対応型通所介護のグループホームころろについては利用者がいなくなったため、デイサービスセンターアシストは通常規模型通所介護への移行のため、のろま倶楽部は住宅型有料老人ホームへの転換のため、三重県健康福祉生活協同組合ひだまりは利用者減少により継続が困難なため、愛の家グループホーム大台は大台町所在の事業所のため利用者を限定した指定となっておりますが、当該松阪市の入居者が退居されたため、デイサービス小津園は12月1日に指定したナーシング小津へ事業継承のため、デイサービスセンター有徳園は風呂用ボイラーが破損し修理困難なためとなっております。報告は以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。新規指定、指定更新、並びに事業廃止についての報告でございますが、委員の方向かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

(会長) 多気町、津市の新規指定を認めるということは相乗りで利用できるということですか。

(事務局) その方限定になります。例えばAさんという方がいらっしゃったら、Aさんに

ついでだけ、Aさんだけが利用可能という条件をつけての指定となっております。

(会長) 他にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

(会長) それでは無いようですので、地域密着型サービス事業者の更新等についてはこれで終わらせていただきたいと思います。引き続きまして、地域密着型介護福祉施設整備事業者（平成30年度整備予定）の選定についてを議題といたします。冒頭にご承認いただきましたように、以後は非公開といたします。事務局、ご説明をお願いいたします。

【議題2 地域密着型介護福祉施設整備事業者（平成30年度整備予定）の選定について 非公開】